

泉大津市とアカデミック・リソース・ガイド株式会社との 事業連携に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）とアカデミック・リソース・ガイド株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで、革新的な図書館づくりを提案し、市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、図書館における情報提供に関する課題に迅速かつ適切に対応し、市民の利便性向上及び市民サービス向上を図るため、実証実験の実施について定めることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 市立図書館における紙媒体資料とデジタル資料を融合した情報提供のしくみ
 - (2) その他、本協定の目的を実現するために必要な事項
- 2 甲及び乙は必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、協議の上決定する。

（役割分担）

第3条 甲は図書館という地理的な場所、分野等の場を提供し、乙は図書館の抱える課題を解決するためのデザイン及びシステムの提供及び開発等を行うものとする。また、甲は当該事業に対し、市の媒体を活用した広報支援を行うものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく甲乙の活動に要する費用は、甲乙各々の負担とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならない。
なお、本条の規定は、本協定終了後も甲乙双方に対し引き続き効力を有する。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の目的達成のために必要な事項は、甲及び乙の協議により別途定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年2月7日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市 市長

南出 賢一

乙 神奈川県横浜市中区相生町3-61 泰生ビル407
アカデミック・リソース・ガイド株式会社
代表取締役

岡本 真
